

平成 27 年 4 月 8 日

事 業 主 殿

倉庫業健康保険組合

平成 27 年度の健診の実施について

さて、組合では、平成 27 年度の健診について下記のように実施することといたしました。つきましては各種健診の実施概要をご理解いただき、対象者の方が 1 人でも多く受診されますよう、事業主、健保委員のご協力をお願いいたします。

また、40 歳以上の被扶養者（特定健診対象者）の健診受診率向上のため、「被扶養者の皆様へ」を添付いたしましたので、多くの方にご受診いただきますようご配慮方宜しくをお願いいたします。

記

1. 平成 27 年度に実施する健診種別・受診資格者

- (1) **簡易生活習慣病健診**（独自契約・東振協委託契約により実施）
全年齢の被保険者・被扶養者
- (2) **生活習慣病健診**（独自契約・東振協委託契約により実施）
35 歳以上（昭和 56 年 3 月 31 日までに生まれた者）の被保険者・被扶養者
- (3) **婦人生活習慣病健診**（独自契約・東振協委託契約により実施）
35 歳以上（昭和 56 年 3 月 31 日までに生まれた者）の女性の被保険者・被扶養者
- (4) **人間ドック**（独自契約・東振協委託契約・健保連指定健診機関により実施）
40 歳以上（昭和 51 年 3 月 31 日までに生まれた者）の被保険者・被扶養者
- (5) **特定健診**（東振協委託契約・健保連指定健診機関により実施）
40 歳以上（昭和 51 年 3 月 31 日までに生まれた者）の被扶養者

- ※ 被保険者・被扶養者共に同じ検査項目で実施します。但し、被保険者については、法定健診として利用するか否かによって、負担金額が異なります。
- ※ 健診の受診日当日に、被保険者・被扶養者それぞれの資格を有している必要があります。したがって、健診申込後、受診するまでに資格を喪失した場合は受診できません。
- ※ 組合の健診は、組合独自契約健診機関、東振協委託契約健診機関、健保連指定健診機関で実施いたします。

【東振協とは】

正式名称は「一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会」といい、東京都内に所在する総合健康保険組合が共同して保健事業を合理的に実施するために設立された法人で、保健施設事業の振興と総合健康保険組合制度の普及・啓蒙のための事業を行なうことにより、会員等の健康の保持増進と生活の安定・向上に寄与することを目的としています。

2. 健診実施期間について

- (1) 平成27年度中に**40歳以上**の年齢に達する方
4月～9月の期間内に受診ください。
- (2) 平成27年度中に**40歳未満**の年齢の方
通年での受診が可能です。

40歳以上の方の健診実施時期について【お願い】

40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者に対するメタボリックシンドロームの概念を導入した特定健康診査・特定保健指導の実施が健康保険組合など医療保険者に法律で義務化されています。

特定保健指導を効率的に実施する上では、特定健診を早期に終了させる必要があり、さらに各事業所における40歳以上の方の健診終了時期の把握が不可欠となっております。

そこで、特定保健指導の実施率の向上を図るため、40歳以上の方の健診の受診時期を**9月末まで**とし、10月以降は特定保健指導の実施期間といたします。

つきましては、例年、対象実施期間以外に健診をご受診されておる事業所及び受診者の方には、ご不便をおかけいたしますが、組合を取り巻く状況をご賢察いただき、40歳以上の方におかれましては、9月末までに健診を受診いただけるようご配慮いただき、特定健康診査・特定保健指導をはじめとする健診事業が円滑に実施できるようご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

3. 健診費用（事業主負担・受診者負担・組合補助額）

- (1) **法定健診**として利用される場合（被保険者のみ）

〔図表1〕

健診種別		年齢区分	健診料金 A	事業主負担 (法定健診相当額) B	受診者負担 (受診者一部負担金) C	負担額合計 D (B + C)	組合補助額 E (A - D)
簡易生活習慣病健診		I	※8,100 円	2,400 円	1,600 円	4,000 円	※4,100 円
		II		6,600 円	180 円	6,780 円	※1,320 円
生活習慣病健診		I	※18,000 円	2,400 円	4,100 円	6,500 円	※11,500 円
		II		6,600 円	2,900 円	9,500 円	※8,500 円
婦人生活習慣病健診	施設等	I	※21,500 円	2,400 円	5,100 円	7,500 円	※14,000 円
		II		6,600 円	3,800 円	10,400 円	※11,100 円
	会場	I	※21,500 円	2,400 円	5,100 円	7,500 円	※14,000 円
		II		6,600 円	3,800 円	10,400 円	※11,000 円
人間ドック	1日制(日帰り)		※42,000 円	6,600 円	※8,900 円	※15,500 円	26,500 円
	2日制(1泊)		※63,500 円	6,600 円	※30,400 円	※37,000 円	

※ 年齢区分：I (35歳未満・36～39歳)・II (35歳・40歳以上) ※ 上記のうち※印の金額は平均額

※健診利用目的が法定健診である事業所であっても、**被扶養者の負担金は一般健診の負担金**となります。

(2) 一般健診として利用される場合

〔図表 2〕

健診種別		健診料金 A	事業主負担 (法定健診相当額) B	受診者負担 (受診者一部負担金) C	負担額合計 D (B + C)	組合補助額 E (A - D)
簡易生活習慣病健診		※8,100 円	—	2,400 円	2,400 円	※5,700 円
生活習慣病健診		※18,000 円	—	4,500 円	4,500 円	※13,500 円
婦人生活習慣病健診	施設等	※21,500 円	—	5,400 円	5,400 円	※16,100 円
	会場	※21,500 円	—	5,400 円	5,400 円	※16,100 円
人間ドック	1 日制 (日帰り)	※42,000 円	—	※15,500 円	※ 15,500 円	26,500 円
	2 日制 (1 泊)	※63,500 円	—	※37,000 円	※ 37,000 円	
特定健診		※7,020 円	—	1,500 円	1,500 円	※5,520 円

※上記のうち※印の金額は平均額

※組合で補助する健診は、法定健診・一般健診に関わらず、被保険者・被扶養者 1 人につきそれぞれ年度内 1 回となります。年度内に 2 回以上実施する場合は、2 回目以降は全額自己負担となります。

4. 検査項目

別紙、資料第 1 「健診検査項目比較表」のとおり

(1) 各健診の検査内容の主な違い

〔図表 3〕

主な検査項目	簡易生活習慣病健診	生活習慣病健診	婦人生活習慣病健診	人間ドック
身体計測	●	●	●	●
血圧測定	●	●	●	●
心電図	●	●	●	●
尿検査 ※	●	●	●	○
血液検査 ※	●	○	○	◎
胸部 X 線撮影	●	●	●	●
便潜血検査		●	●	●
胃部 X 線撮影		●	●	●
婦人科検査			●	オプション
腹部超音波検査				●

※尿検査・血液検査の検査項目について、●を基本項目とし、○が●より詳細な項目を実施、◎は更に詳細な項目を実施します。詳細については資料第 1 をご参照ください。

(2) 人間ドックの種類について

① 1 日制ドック (健保連指定・独自契約健診機関にて実施)

一般的な人間ドック検査項目を実施します。健診結果については、受診日以後、健診機関から直接、受診者のご自宅に送付されます。

② 2 日制ドック (健保連指定・独自契約健診機関にて実施)

1 日制ドックの検査項目に加え、主に糖負荷検査※が追加されます。

健診結果については、受診日当日受診者にお渡しするか、後日健診機関から直接、受診者のご自宅に送付されます。

※ 負荷血糖検査とは、食後 2 時間のみ高血糖である境界型糖尿病の早期発見のためブドウ糖負荷試験を行います。

③東振協人間ドック（東振協契約健診機関にて実施）

1 日制ドックと同等の検査項目で低廉な価格で実施しますが、医師からの結果説明、生活指導及び検査後の食事の提供はありません。

また、健診結果の発行については受診健診機関から、東振協を経由して受診者の自宅に送付されるため、健診日から 1 ヶ月以上かかる場合があります。

5. 各健診の実施概要

各健診それぞれ実施地域（首都圏・地方）により実施方法や実施時期が異なります。

〔図表 4〕

健診種別	対象者	実施方法	実施地域		実施時期
			首都圏	地方	
簡易生活習慣病健診	全年齢	巡回健診	○	△	4 月～未定 ※地方は通年
		健保会館	○	—	7・9 月
		会場健診	○	—	11・12・2 月
		施設健診	○	○	通年
生活習慣病健診・ 婦人生活習慣病健診	35 歳以上	施設健診	○	△	通年
		健保会館	○	—	6 月
		巡回健診	△	△	通年
婦人生活習慣病健診	35 歳以上女性	会場健診	○	○	春・秋
人間ドック	40 歳以上	施設健診	○	○	通年
特定健診	40 歳以上	施設健診	○	○	通年

※上記図表「実施地域」の△印は、一部の健診機関でのみ実施します

※上記図表の実施方法等の詳細は、下記（１）～（４）をご参照ください

（１）巡回健診

健診車をお勤めの事業場へ派遣して実施します。首都圏・地方共に、所在地や人数により巡回健診が実施できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

①簡易生活習慣病健診

首都圏における簡易生活習慣病健診は、巡回健診を中心に実施することとし、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県南部に所在する事業場へ健診車を派遣します。

一方、地方は組合が指定する最寄りの東振協指定健診機関に委託して巡回健診を実施することとなりますが、受診人数等の条件については東振協指定健診機関によって対応が異なります。

※ 首都圏における簡易生活習慣巡回健診の詳細については、「平成 27 年度簡易生活習慣病健診（首都圏巡回健診・健保会館）の実施について」をご参照ください。（平成 27 年 2 月 17 日付通知）

②生活習慣病健診・婦人生活習慣病健診

生活習慣病健診・婦人生活習慣病健診は首都圏・地方共に施設健診が原則ですが、1 事業場にまとまった受診者がいる場合は巡回健診の実施も可能です。

但し、検査項目が多い分、受診に要する時間もかかり、胸部 X 線検査に加え、胃部 X 線検査も実施可能な大型健診車を使用することとなるため、大型車の駐車スペースを確保する必要があります。

（２）健保会館（実施日限定）

健保会館の３階健康管理室において実施します。

（所在地）東京都江東区富岡２－１１－１２

※ 東京メトロ東西線「門前仲町駅」・「木場駅」より徒歩６分

※ 都営地下鉄大江戸線「門前仲町駅」より徒歩８分

①簡易生活習慣病健診

巡回健診実施期間のうち、健保会館においても簡易生活習慣病健診を実施します。

事前に健保会館での健診の申し込みされた方に加え、巡回健診を申し込みされた方で、お仕事の都合等により巡回健診を受診できなかった方についても、下記実施日時のうち、いつでも予約なしで受診できます。

（実施日時） 7月22日（水）・23日（木）・9月29日（火） 計3日間
9：30～11：30（午前中のみ）

②生活習慣病健診・婦人生活習慣病健診

（実施日時） 6月11日（木）・12日（金）・15日（月）・16日（火） 計4日間
ただし、6月11日（木）は女性及び夫婦での同日受診希望者、12日～16日は男性限定となります。

（３）会場健診

公民館や市民ホールといった公的施設を健診会場として実施します。

①簡易生活習慣病健診（秋・冬）

②婦人生活習慣病健診（春・秋）

※ 27年度に実施する会場健診は、春の婦人生活習慣病健診以外、現時点において詳細が確定しておりません。決定次第、別途ご案内いたします。

（４）施設健診

組合が指定する健診機関施設において実施します。

①簡易生活習慣病健診

首都圏における簡易生活習慣病健診は、原則として巡回健診を中心に実施いたしますが、諸事情により巡回健診を利用できない場合は施設健診を利用していただきます。実施健診機関に限られておりますので、極力巡回健診をご利用ください。

一方、地方における簡易生活習慣病健診は、東振協指定健診機関において実施します。

②生活習慣病健診・婦人生活習慣病健診

首都圏・地方共に生活習慣病・婦人生活習慣病健診は施設健診を中心に実施します。

※ 首都圏における生活習慣病健診・婦人生活習慣病健診の施設健診は、年間随時実施いたしますが、実施健診機関によって予約が取り難い時期もあります。

そこで、一部の実施健診機関（図表５参照）に当組合の優先受診枠を設け、6月～9月に集中して実施します。（集中実施期間の申し込み手続きは、下記、7. 各健診の申込手続き・実施手順をご参照ください）

※ 婦人生活習慣病健診については、乳房エコー検査及び乳房X線検査（マンモグラフィ）をオプション検査として実施しております。全額、個人負担での受診となります。（実施の有無ならびに検査料金は健診機関によって異なります）

③人間ドック

人間ドックは全て施設健診を実施します。

④特定健診

特定健診は全て施設健診を実施します。

※ 27年度に実施する特定健診の詳細は、別途ご案内いたします。

6. 実施健診機関

別紙資料第2「平成27年度健診実施機関一覧表（簡易・生活・婦人）」のとおり

参考 首都圏における生活習慣病健診優先受診枠（6月～9月）のある実施健診機関
（生活習慣病健診・婦人生活習慣病健診）

〔図表5〕

健診機関	健診種別	住所	交通機関
新宿健診プラザ	簡易・生活・ 婦人・ドック	東京都新宿区 歌舞伎町2-31-12	JR 新宿駅より徒歩10分 西武新宿駅より徒歩4分
葛飾健診センター	簡易・生活・ 婦人・ドック	東京都葛飾区 立石2-36-9	京成線立石駅より 徒歩6分
健診プラザ両国 （旧 両国健診センター）	生活・婦人・ ドック	東京都墨田区 両国4-25-12	JR 両国駅より 徒歩5分
深川ギャザリア クリニック	簡易・生活・ 婦人・ドック	東京都江東区 木場1-5-25 深川ギャザリアタワーS棟3階	東西線木場駅より 徒歩3分
相和会 相模原 総合健診センター	生活・婦人・ ドック	神奈川県相模原市中央区 淵野辺3-2-8	JR 横浜線淵野辺駅より 徒歩5分
八潮中央総合病院 附属みどり診療所	生活・婦人・ ドック	埼玉県八潮市 緑町1-23-24	東武伊勢崎線草加駅より 送迎あり
津田沼中央 総合病院	生活・婦人・ ドック	千葉県習志野市 谷津1-9-17	JR 津田沼駅より 徒歩7分
アルファメディック クリニック	生活・婦人・ ドック	神奈川県川崎市幸区 堀川町580-16 川崎テックセンター8F	JR 川崎駅より 徒歩7分

※平成27年度より、新宿健診プラザにおいて受診された方で、特定保健指導の対象となられた場合、健診日当日に特定保健指導を実施する契約を結びました。詳細は、「11. 特定健康診査・特定保健指導の実施について」をご参照ください。

7. 各健診の申し込み手続き・実施手順（人間ドックを除く）

被保険者・被扶養者共に、原則として事業所を通じて組合へお申し込みいただきます。つきましては被保険者と併せて被扶養者についても、円滑に受診できるようお取り計らいください。

なお、各健診それぞれ基本的な申込手続き・実施手順は下記（1）～（7）の通りです。それぞれの留意事項についても併せてご確認ください。

（1）申込書の作成

各健診・実施方法別に、それぞれ事業所において被保険者・被扶養者の受診希望者をお取り纏めのうえ申込書等に記入してください。

※ 健診種別・実施方法により申込書等の様式が異なります。下記〔図表 6〕をご参照ください。

〔図表 6〕 各健診種別の申込書一覧

健診種別	実施方法	実施地域	
		首都圏	地方
簡易生活習慣病健診	巡回健診	申込書様式①－１～３	申込書様式②－１・２
	健保会館	申込書様式①－１～３	
	会場健診	申込書様式①－４	
	施設健診	申込書様式②－１・２	
生活習慣病健診・ 婦人生活習慣病健診	施設健診 健保会館 巡回健診	申込書様式②－１・３・４	
婦人生活習慣病健診	会場健診	申込書様式⑦－１・２	
特定健診	施設健診	申込書様式⑧－１（６月ご案内予定）	

※実施日や時間のご要望等がございましたら備考欄にご記入ください。また、休業日等、実施不可能な日がありましたら併せてご記入下さい。但し、実施希望日を指定することはできません。

※婦人生活習慣病健診乳房オプション検査の受診を希望される方は、申込書の乳房オプションの欄に必ず☑を記入して下さい。（実施の可否ならびに検査料金は健診機関によって異なりますので、あらかじめご承知おきください。）

（２）申込書提出

申込書への記入が終わりましたら組合へご提出ください。下記〔図表 7〕のように、健診種別・実施方法により申込期限があります。

〔図表 7〕 各健診種別の申込期限

健診種別	実施方法	実施地域		
		首都圏	地方	
簡易生活習慣病健診	巡回健診	受付終了	随時受付	
	健保会館			
	会場健診	未定（別途案内）		
	施設健診			
生活習慣病健診・ 婦人生活習慣病健診	施設健診	5月7日（木）※		随時受付
	健保会館			
	巡回健診			
婦人生活習慣病健診	会場健診	未定（別途案内）		

※首都圏で実施する生活習慣病健診・婦人生活習慣病健診については、原則として年間随時受付しておりますが、一部の実施健診機関（図表 5 参照）については 6 月～9 月に当組合の受診者が極力希望日に受診できるよう当組合の優先受診枠を設けておりますので、予約手続きの都合上、なるべく上記申込期限までにお申し込みいただきますようお願いいたします。

（３）健診機関への予約・日程調整

ご提出いただいた申込書等により、原則として組合が健診機関へ予約手続きを行います。

※ 事前に健診機関と直接日程の調整・予約をされても構いませんが、この場合、組合へ

ご提出いただく申込書の備考欄に、予約決定日と「予約済」と記入してください。

(4) 実施日の決定

実施日程が決定次第、実施健診機関よりご案内いたします。

- ※ 受診資料到達前の日程の確認、実施決定後の日程変更・キャンセル・受診予定者の増減等につきましては、実施健診機関へ直接ご連絡ください。

(5) 受診資料の送付

実施健診機関より、質問票や検査容器等の受診資料を事業所へお送りしますので、速やかに受診者へお配りください。

- ※ 送付日は実施健診機関により異なりますが、受診日の2週間前までに送付します。
- ※ 受診資料は健診種別、実施健診機関により異なります。

(6) 負担金の支払い

健診機関へお支払いいただく負担金は、原則として受診日当日に受診者個々にお支払いいただきますが、健診機関によっては後日まとめて事業所へ請求することも可能ですので、希望される場合は健診申込総括書（様式②－１）の負担金支払方法欄に☑願います。

なお、会場別婦人生活習慣病健診は、負担金を事前に組合へお支払いいただきます。

〔図表８〕負担金の支払先

健診機関へ負担金を支払う健診	組合へ負担金を支払う健診
簡易生活習慣病健診 生活習慣病健診 婦人生活習慣病健診（施設健診・巡回健診）	婦人生活習慣病健診（会場健診）

- ※ 負担金は、健診の利用目的が法定健診・一般健診により異なります。詳細は前記「3. 健診費用（事業主負担・受診者負担・組合補助額）」をご参照ください
- ※ 簡易生活習慣病健診（首都圏巡回健診）及び健保会館で実施する健診の負担額は、後日まとめて事業所あてにご請求しますので、健診機関の指定の方法・期日によりお支払いください。

(7) 健診結果の発行

健診の利用目的が法定健診・一般健診により健診結果の取扱いが異なります。

①法定健診として組合と利用契約を締結された場合

組合との健診利用契約に基づき、個人結果表につきましては東振協から事業所（本社・健保委員宛）へ、事業主控結果表については組合から事業所（本社・健保委員宛）へ送付いたします。個人情報保護の見地からその取り扱いには十分ご配慮ください。

②一般健診として利用する場合

個人結果表のみの発行となり、東振協から事業所（本社・健保委員宛）へ送付いたします。個人情報保護の見地からその取り扱いには十分ご配慮ください。
なお、事業主控えの健診結果につきましては発行いたしませんのであらかじめご承知おきください。

- ※ 東振協委託健診の健診結果（個人結果）につきましては、受診者のお手元に届くまでに、1ヵ月以上かかる場合がありますのであらかじめ、ご承知おきください。
- ※ 事務処理の都合上、被扶養者の個人結果表につきましても、全て事業所経由で送付い

たします。被扶養者の方のお申し込みをいただいた場合は、その旨事前に同意をいただいたものと解釈させていただきます。

- ※ 健診結果につきましては、個人情報保護の見地からその取り扱いには十分ご配慮ください。
- ※ 東振協では、受診者個人の情報（勤務先、被保険者証の番号等）は管理しておらず、事業所の情報（記号、事業所名、本社所在地及び電話番号）のみを管理しているため、万一、健診結果の事業所記号に誤りがあると他の事業所へ個人結果が送付される事態が生じることとなります。
したがって、受診者名簿の作成及び健診機関から事前に送付される受診資料の記入には十分ご注意くださいようお願いいたします。

8. 人間ドックの申込手続き・実施手順

健診と同様に被保険者・被扶養者共に、原則として事業所を通じて組合へお申し込みいただきますので、被保険者と併せて被扶養者についても、円滑に受診できるようお取り計らいください。

（１）健診機関への予約・日程調整

受診者ご本人（または事業所）に健診機関へ予約手続きを行なっていただきます。

別紙資料第２「実施健診機関一覧表」の中から選んでいただいた健診機関に、直接連絡していただき、「倉庫業健康保険組合の組合員」であることを伝え、受診の予約を行ってください。

なお、前述の通り、受診期間を原則９月末までとしておりますので、その期間内でご予約くださいますようご注意ください。

- ※ 実施決定後の日程変更・キャンセル・受診予定者の増減等につきましては、実施健診機関へ直接ご連絡ください。
- ※ 人間ドックの予約方法や申込手順を記したご案内【人間ドック受診者のみなさん】を添付いたしましたのでご活用ください。

（２）申込書の作成

「人間ドック受診申込書」（申込書様式⑥－１）に必要事項をご記入してください。

（３）申込書提出

申込書への記入が終わりましたら組合へご提出ください。

- ※ 申込書は原本をご提出ください。（FAX不可）
- ※ 申込書を組合に提出せずに人間ドックを受診された場合は、全額自己負担とさせていただきますので、ご注意ください。

（４）利用連絡票の発行

申込書に基づき、組合で健診機関に予約日・費用等の確認を行った後、組合より受診者氏名・実施健診機関・窓口負担額（法定健診相当額と受診者一部負担金の合計）等が記載された利用連絡票を発行します。利用連絡票は事業所へお送りしますので、受診日前日までに受診者にお配りください。

なお、「利用連絡票」は受診日当日健診機関窓口へご提出ください。

（５）受診資料の送付

受診日の２週間前までに実施健診機関より、質問票や検査容器等の受診資料を受診者のご自宅へ送付します。

※ 受診資料は実施健診機関により様式が異なります。

（６）負担金の支払い

負担金の取扱いにつきましては、人間ドックの全ての健診機関において、原則として受診日当日に健診機関の窓口にて、受診者個々にお支払いいただくことといたします。

なお、健診機関によっては後日まとめて事業所へ請求することも可能ですので、希望する場合は、健診機関に直接ご相談ください。

（７）健診結果の発行

①個人結果

個人結果表は健診の利用目的に係わらず、実施健診機関から（東振協契約健診機関の場合は東振協から）受診者のご自宅へお送りします。

②事業主控え

健診の利用目的が法定健診・一般健診により健診結果の取扱いが異なります。

（ア）法定健診として組合と利用契約を締結された場合

組合との健診利用契約に基づき、事業主控結果表について、組合から事業所（本社・健保委員宛）へお送りします。

なお、送付については、健診実施日から３ヶ月程度かかりますので、あらかじめご承知おきください。

（イ）一般健診として利用する場合

一般健診においては、事業主控の健診結果は一切発行いたしません。

※ 健診結果（個人結果も含む）が受診者のお手元に届くまでに、１ヵ月以上かかる場合がありますのであらかじめ、ご承知おきください。

※ 健診結果につきましては、個人情報保護の見地から取扱いには十分ご配慮ください。

９．組合が実施する健診の利用が困難な場合（地方のみ）

所在地等の都合により、組合が指定する健診機関等での実施が困難な場合に限り、最寄りの医療機関等において独自に健診を実施していただき、実施後に所定の補助金を支給いたします。

※ 原則として１都３県（東京・千葉・埼玉・神奈川）の事業場（支店・営業所）については、組合が指定する実施健診機関が多いため、補助金支給はできません。また、地方の事業場においても、組合が指定する健診機関等での健診実施が可能と判断される場合は補助金を支給しません。

※ 医療機関によっては健診料金が割高となる場合もあり、その場合補助金（限度額）を超えた差額は受診者（事業主）が負担することとなりますのであらかじめご承知おきください。

※ 組合が実施する健診と同様に、利用目的（法定健診・一般健診）によって補助金が異なります。補助金の算出にあたっては、年度当初に覚書を締結した事業所は全て法定健診として取り扱うこととします。

※ ４０歳以上の方については、特定健康診査で定められた質問票（２２項目）への回答並びに次の検査項目を満たしていない場合、補助金は支給いたしません。

— 特定健康診査で定められる検査項目 —

- 質問票（法定２２項目・既往歴、自覚症状、他覚症状、喫煙習慣等）
- 身体測定（身長、体重、腹囲、BMI）
- 血圧測定
- 血液検査（GOT、GPT、γ-GTP、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、空腹時血糖またはHbA1c）
- 尿検査（尿糖、尿蛋白）

（１）補助金の算出方法・限度額

健診料金から負担金を減じた額を補助します。ただし、減じた額が補助限度額を超える場合は限度額を支給します。

〔図表９〕２７年度補助限度額

健診種別	受診者の年齢	補助限度額	
		法定健診	一般健診
簡易生活習慣病健診	～34歳・36～39歳	4,100円	5,700円
	35歳・40歳以上	1,320円	
生活習慣病健診	36～39歳	11,500円	13,500円
	35歳・40歳以上	8,500円	
婦人生活習慣病健診	36～39歳	14,000円	16,100円
	35歳・40歳以上	11,100円	

例１）３５歳未満の方が、一般健診の簡易生活習慣病健診として７，６００円の健診を受診した場合

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(健診料金)} & \text{(受診者一部負担金)} & & \text{(補助額)} & & \text{(補助限度額)} & \\
 7,600\text{円} & - & 2,400\text{円} & = & 5,200\text{円} & < & 5,700\text{円}
 \end{array}$$

※健診料金から受診者一部負担金を減じた額が補助限度額を超えないため、減じた額を補助金として支給

例２）３５歳以上の方が、一般健診の生活習慣病健診として２０，０００円の健診を受診した場合

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(健診料金)} & \text{(受診者一部負担金)} & & \text{(補助限度額)} & & & \\
 20,000\text{円} & - & 4,500\text{円} & = & 15,500\text{円} & > & 13,500\text{円}
 \end{array}$$

※健診料金から受診者一部負担金を減じた額が補助限度額を超えるため、補助限度額を支給

例３）３５歳の方が、法定健診の生活習慣病健診として２０，０００円の健診を受診した場合

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(健診料金)} & \text{(法定健診相当額)} & \text{(受診者一部負担金)} & & \text{(補助限度額)} & & \\
 20,000\text{円} & - & 6,600\text{円} & - & 2,900\text{円} & = & 10,500\text{円} > 8,500\text{円}
 \end{array}$$

※健診料金から法定健診相当額並びに一部負担金を減じた額が補助限度額を超えるため、補助限度額を支給

（２）支給手順

①実施計画の申請

別紙〔申込書様式④－１〕『地方（補助金）健診実施申請書』に必要事項を記入のうえ、健診実施前に組合へご提出ください。

※ 組合が実施する健診を受診可能な場合や検査項目が著しく不足している場合は、補助金支給を前提とした健診の実施をお認めしない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

②健診実施

申請した最寄りの健診機関に事業場独自で予約のうえ実施してください。

③補助金請求

別紙〔申込書様式④－２〕『地方健診補助金支給申請書』ならびに〔申込書様式④－３〕『受診者（対象者）名簿』に下記の必要書類を添付して組合にご提出ください。

〔必要書類〕

ア．請求書（写）

※請求書とは別に個人名が記載された内訳書がある場合はそちらも添付して下さい。

イ．領収書（写）

ウ．健診質問票（写）（４０歳以上の方のみ）

※ 健診結果の中に健診質問票（写）が無い場合は、〔申込書様式④－４〕『健康質問表』を添付してください。

エ．健診結果報告書（写）

※ 健診データと判定または医師の診断が記載されているもの全て

※ XMLデータでのご提出が可能な場合は健診結果と併せてご提出くださるようお願いいたします。

④補助金の支給

別紙〔申込書様式④－２〕『地方健診補助金支給申請書』に記載された銀行口座にお振り込みいたします。

１０．事業所の都合により事業所独自に健診（法定健診）を実施する場合

親会社等の都合により、組合の健診を利用せず、独自に健診（法定健診）を実施する事業所については、組合における特定健康診査の実施率向上を図るため、独自に実施された健診のうち、４０歳以上の被保険者の健診結果を組合へ提出いただいた場合、当該健診結果の提出に係る「事務手数料」を支給します。

（１）支給対象者

４０歳以上の被保険者

※ 特定健康診査の検査項目（質問票含む）全てご提供いただける場合のみ支給します。
（特定健康診査の検査項目は、上記「９．組合が実施する健診の利用が困難な場合（地方のみ）」をご参照ください。

（２）事務手数料の支給額

８００円／１人（定額）

※ 健診結果をご提出いただく際のコピーや郵送等に係る手数料として支給します。

（３）事務手数料の支給手順

①健診結果・申請書の提出

別紙〔申込書様式⑤－１〕『特定健康診査の検査結果提供に係る事務手数料支給申請書』ならびに〔申込書様式⑤－２〕『健診結果提出者名簿』に下記の必要書類を添付して組合にご提出ください。

〔必要書類〕

ア．健診質問票（写）

※ 健診質問票（写）が無い場合は、〔申込書様式④－４〕『健康質問票』を添付してください。

イ．健診結果報告書（写）

- ※ 健診質問票並びに健診結果については、記載内容全てご提出いただいても構いませんが、特定健康診査で定められていない項目については、個人情報等の第三者提供になりますので、余分な項目をマジック等で消してご提出されても構いません。
- ※ 健診結果について、実施健診機関より電子データ（厚生労働省が定める電子的標準様式）を受領できる場合は、FD（フロッピーディスク）又はCDでご提出いただいても構いません。

②事務手数料の支給

別紙〔申込書様式⑤－１〕『特定健康診査の検査結果提供に係る事務手数料支給申請書』に記載された銀行口座にお振り込みいたします。

1 1．特定健康診査・特定保健指導の実施について

高齢化の急速な進展により、医療費・死因の多くを占める生活習慣病の予防に重点をおいた「特定健康診査・特定保健指導」を実施いたします。

まず、40歳以上の被保険者・被扶養者にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を実施し、その健診結果に応じて保健指導レベルのグループ分けを行い、メタボリックシンドローム該当者、予備群の方を対象に、保健師等の専門スタッフによる保健指導を実施します。

組合を取り巻く状況をご賢察いただき、特定健康診査・特定保健指導をはじめとする健診事業が円滑に実施できるようご理解とご協力賜りますようお願いいたします。

新宿健診プラザでご受診される皆様へ

平成27年度より、新宿健診プラザで生活習慣病健診（簡易・婦人健診含む）及び人間ドックをご受診された40歳以上の方については、健康診断を受診した当日に「特定保健指導」を実施する契約を結びました。

これにより、従来組合で実施してきた特定保健指導と比較し、速やかに初回面談を実施することができることになり、健診結果を踏まえた生活習慣の見直しなどの特定保健指導が健康診断の受診と一連の流れで行うことができるようになりました。

また、健診受診後の結果説明にて、特定保健指導対象者となった方につきましては、待ち時間なく初回面談に移行します。

つきましては、特定保健指導の対象者となった場合は、新宿健診プラザが実施する特定保健指導をご利用下さるよう、組合員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、特定保健指導の費用は組合が全額負担するため、組合員及び事業主の費用負担はありません。

(1) 組合の対応

①特定健康診査

組合では、皆さんの健康の保持・増進のため、従来から独自の健診を実施しておりますが、組合で用意しておる健診は、義務付けられた特定健康診査の検査項目と同等もしくはそれ以上の項目で実施しておるため、40歳以上の被保険者・被扶養者の方が組合の健診を受診する際は、全て特定健康診査とみなして実施しております。

②特定保健指導

特定健康診査の検査結果に応じてグループ分けを行い、「動機付け支援」・「積極的支援」といった特定保健指導の該当者を選定いたします。

特定保健指導の詳細につきましては、別途ご案内いたしますが、特定健診・特定保健指導の円滑な実施にご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

(2) 特定健康診査・特定保健指導と事業主に義務付けられる法定健診との関係について

「労働安全衛生法」により、労働者に対する健康診断（法定健診）が事業主に義務付けられておりますが、平成20年4月以降、「高齢者の医療を確保する法律」により、新たに40歳以上の被保険者・被扶養者に対しては、組合に対しても特定健康診査の実施が義務付けられたため、40歳以上の被保険者の健診については、事業主、組合にそれぞれ義務付けられることとなりました。

しかし、事業主、組合がそれぞれ個々に健診を実施するとすると、被保険者にも負担がかかり、効率的ではないため、「高齢者の医療を確保する法律」においては、法定健診と特定健康診査を同時に実施する場合、法定健診が優先され、健診実施に係る費用（法定健診の部分のみ）は事業主が負担する旨定められております。

また、各法律で定める検査項目についても、法定健診が特定健康診査で定められる検査項目を満たすよう労働安全衛生規則も改定されたため、40歳以上の被保険者が法定健診を受診すれば特定健康診査をも実施したと見なされることとなります。

先のご案内の通り、平成20年度より組合が実施する健診を法定健診として利用される事業主については、組合と覚書を締結し、健診料金のうち法定健診にかかる費用は事業主に負担していただくことといたしました。

これにより、40歳以上の被保険者が組合の実施する健診を受診すれば、おのずと事業主は法定健診、組合は特定健康診査を実施したこととなります。

一方で保健指導については、労働安全衛生法により事業主による保健指導等の実施（努力義務）について定めがありますが、高齢者の医療を確保する法律により組合に義務付けられる特定保健指導については、他の法律に基づいた保健指導にどれも代えることができないため、特定保健指導は全て組合が実施することとなります。

1.2. 健康管理事業における個人情報の取り扱いについて

（個人情報の第三者への提供と同意のお願い）

組合では、被保険者・被扶養者の氏名・生年月日をはじめ様々な個人情報を取得・保有していますが、中でも健診をはじめとする健康管理事業の実施結果は、被保険者・被扶養者にとっては極めて重要な個人情報であるため、特に適正な取り扱いが求められます。

そこで、健康管理事業における個人情報の取り扱いについて再度ご確認ください、ご配慮くださいますようお願いいたします。

(1) 個人情報の取り扱いに際して事前の同意が必要な理由

個人情報保護法において、個人情報取扱事業者（組合も該当）は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者へ提供してはならないものとされています。

しかし、組合業務（事業）を効果的・効率的に実施している中で、以下の取り扱いについては、事業主等に対し被保険者の個人情報（健診結果等）を提供する結果となってしまう

うため、あらかじめ被保険者ならびに被扶養者の同意をいただく必要があります。

(2) 事前の同意が必要な事項

特定保健指導等の実施のご案内については、事業主を通じて行うこととしておりますが、事業所におかれましては、組合からこれらの案内が届いた時点で、該当された方が健康診断において何らかの所見があったものと容易に推測できてしまうものと思われます。

しかし、これらの案内を組合が被保険者本人へ直接行った場合、参加率が著しく低下する恐れがあり、特定保健指導の実施は、業務時間中に行わざるを得ない場合も多く、事業主や健保委員の方を通じてご案内差し上げた方が、該当者自身も参加し易くなるものと思われます。

そこで、健康診断の結果に何らかの所見があった方については、その後の特定保健指導等の案内を、事業主を通じて行うこととするため、組合が実施する健診をお申し込みいただいた場合は、健康管理事業の実施目的並びに特定保健指導等のご案内方法等についてもご理解いただいたものと判断させていただき、これらの取り扱いに不都合がある方については、本来の健診の実施目的にそぐわないものになってしまうため、受診をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

※ 特定保健指導の指導内容については、事業主へは送付いたしません。

(3) 法定健診として利用される場合の健診結果の取り扱いについて

組合が実施する健診は、より効果的な健康管理事業を行うため、労働安全衛生法で定められた内容以上のものを実施しており、組合が実施する健診の検査結果については、本来事業主が実施する必要のない検査項目の結果も含まれます。

これにより、組合が実施する健診を法定健診として利用される事業主については、組合と覚書を締結し、組合が実施する健診を正式に法定健診として利用する旨定めることとしたため、余分な検査項目の取扱いについても受診者の同意を得る必要は無くなりました。

そこで、組合並びに実施健診機関においては、覚書を締結された事業主に対しては、受診者の同意の有無に関わらず、健診（法定健診）実施の当事者として全ての健診結果をご提供させていただきます。

一方で、覚書を締結されない事業主については、組合が実施する健診についてあくまでも第三者となりますので、事業主控の健診結果は一切ご提供できません。

1.3. 添付資料等

(1) 別紙資料第1 「健診検査項目比較表」

(2) 別紙資料第2-1 「実施健診機関一覧表（簡易生活習慣病・生活習慣病・婦人生活習慣病）」
別紙資料第2-2 「実施健診機関一覧表（人間ドック）」

(3) 各申込書等

- 様式②-1 「健診（簡易生活習慣病・生活習慣病・婦人生活習慣病）申込総括書」
- 様式②-2 「簡易生活習慣病健診（A2）申込者名簿（対象 全年齢の男性・女性）」
- 様式②-3 「生活習慣病健診（B）申込者名簿（対象 35歳以上の男性・女性）」
- 様式②-4 「婦人生活習慣病健診（B1）申込者名簿（対象 35歳以上の女性）」
- 様式④-1 「地方（補助金）健診実施申請書」
- 様式④-2 「地方健診補助金支給申請書」
- 様式④-3 「地方健診補助金（対象者・受診者）名簿」
- 様式④-4 「健康質問票」
- 様式⑤-1 「特定健康診査の検査結果提供に係る事務処理手数料支給申請書」
- 様式⑤-2 「健診結果提出者名簿」
- 様式⑥-1 「人間ドック受診申込書」

「人間ドック受診者の皆様へ」

「被扶養者の皆様へ」

※簡易生活習慣病健診（首都圏巡回健診）の申込書については、先に送付済みです。

様式①－１「簡易生活習慣病健診（首都圏巡回健診・健保会館）申込総括書」
様式①－２「受診者名簿」
様式①－３「部外者名簿」

※会場健診、特定健診の申込書様式については、健診実施のご案内と併せて別途お送りします。

※申込書の記載事項についてパソコンによる入力（エクセル）を希望される場合は、組合ホームページより、様式をダウンロードできますのでご利用下さい。

（倉庫業けんぽWEB：<http://www.sokokenpo.or.jp>）

14. お問い合わせ

健診に関してご不明な点があれば、組合 保健事業課までご連絡ください。

保健事業課 電 話：03（3642）8436

Eメール：health@sokokenpo.or.jp